

大阪府新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府新型インフルエンザ等対策本部条例（平成二十五年大阪府条例第十一号。以下「条例」という。）第五条の規定に基づき、大阪府新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第二条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。

3 本部員は別表第一に掲げる職にある者とし、本部長は、内容に応じ、会議への出席者を限定することができる。

(運営)

第三条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(専門家会議)

第四条 対策本部に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法第三十一号）第三十一条の八第四項及び第四十五条第四項に定める感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見その他助言を聴くための専門家会議を置く。

(謝礼)

第五条 条例第三条第二項により、会議に出席又は書面により意見を提出した者に対し、謝礼金を支払うことができる。

2 前項の謝礼金の額は、日額九千八百円とする。

3 前項の謝礼金は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第六条 条例第三条第二項による会議出席者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、所在地の市町村から起算する。

(幹事会)

第七条 新型インフルエンザ等対策のため、庁内連絡会として、幹事会を置く。幹事会は別表第二に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 幹事会は、健康医療部保健医療室医療・感染症対策課長が招集し、これを主宰する。

3 健康医療部保健医療室医療・感染症対策課長は、内容に応じ、意見を聴取する構成員を限定すること及び構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 幹事会は、次に掲げる事項について情報共有のうえ、連絡調整を図る。

一 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること

二 その他必要な事項

(対策本部等の庶務)

第八条 対策本部及び幹事会の庶務は、危機管理室災害対策課及び健康医療部保健医療室医療・感染症対策課が行う。

(雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、対策本部等の運営に関し必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（本部員）

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
報道監
万博推進局長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R 推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
教育長
府警本部長

別表第二（幹事会）

副首都推進局	総務担当課長
危機管理室	災害対策課長
政策企画部	政策企画総務課長
	企画室政策課長
万博推進局	総務企画部総務課長
総務部	法務課長
財務部	財政課長
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略総務課長
府民文化部	府民文化総務課長
I R 推進局	企画課長
福祉部	福祉総務課長
健康医療部	健康医療総務課長
	保健医療室保健医療企画課長
	〃 医療・感染症対策課長
	〃 地域保健課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
大阪都市計画局	計画推進室総務企画課長
大阪港湾局	総務部総務課企画調整担当課長
教育庁	教育総務企画課長
府警本部	警備部警備第二課長